

# 京都府公報

号外 第11号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

規 則	ページ
○社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する等の規則 (高齢者支援課、地域福祉推進課、障害者支援課)	1
○京都府広域振興局長等に権限を委任する規則等の一部を改正する規則 (障害者支援課、医療課)	17

告 示	正 誤
○福祉医療助成事業費補助金交付要綱の一部改正 (医療保険政策課)	18
○令和6年3月12日付け京都府公報号外第4号中	〃

## 規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する等の規則  
京都府広域振興局長等に権限を委任する規則等の一部を改正する規則

令和6年3月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 京都府規則第26号

社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する等の規則

(社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例施行規則(平成24年京都府規則第39号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第6条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(協力医療機関の要件)

第10条の2 条例第27条第2項の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

附則第6項中「第4項第2号」を「附則第4項第2号」に改める。

附則第7項中「第4項第3号」を「附則第4項第3号」に改める。

附則第8項及び第9項中「第4項」を「附則第4項」に改める。

附則第10項中「第4項第1号」を「附則第4項第1号」に改め、同項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

附則第11項中「第4項第2号」を「附則第4項第2号」に改める。

附則第12項中「第7項」を「附則第7項」に改める。

附則第13項中「第4項第4号」を「附則第4項第4号」に改める。

附則第14項中「第4項第5号」を「附則第4項第5号」に改める。

附則第15項中「第4項第6号」を「附則第4項第6号」に改める。

附則第22項中「第11条中」を「第10条の2中「第27条第2項」とあるのは「附則第18項において準用する条例第27条第2項」と、第11条中」に改める。

附則第26項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

附則第27項中「第25項第2号」を「附則第25項第2号」に改める。

附則第30項中「第11条中」を「第10条の2中「第27条第2項」とあるのは「附則第34項において準用する

条例第27条第2項」と、第11条中」に改める。  
 (老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備等の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備等の基準に関する条例施行規則(平成24年京都府規則第40号)の一部を次のように改正する。

第5条第7項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。  
 第8条の次に次の1条を加える。

(協力医療機関の要件)

第8条の2 条例第24条第1項の規則で定める要件は、次項から第4項までに定めるところによる。

2 養護老人ホームは、入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している協力医療機関を定めなければならない。

3 養護老人ホームは、当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保している協力医療機関を定めなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している協力医療機関(病院に限る。)を定めなければならない。

5 前3項に定める要件は、複数の医療機関を協力医療機関に定めることをもって満たすことができる。

(老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備等の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備等の基準に関する条例施行規則(平成24年京都府規則第41号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

(協力医療機関の要件)

第7条の2 条例第27条第1項の規則で定める要件は、次項から第4項までに定めるところによる。

2 特別養護老人ホームは、入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している協力医療機関を定めなければならない。

3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保している協力医療機関を定めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している協力医療機関(病院に限る。)を定めなければならない。

5 前3項に定める要件は、複数の医療機関を協力医療機関に定めることをもって満たすことができる。

第8条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の実施方法)

第8条の3 条例第31条の3第1項の規則で定める方法は、テレビ電話装置等を活用して行う方法とする。

第14条中「第8条中」を「第7条の2中「第27条第1項」とあるのは「第43条において準用する条例第27条第1項」と、第8条中」に、「第9条中」を「第8条の3中「第31条の3第1項」とあるのは「第43条において準用する条例第31条の3第1項」と、第9条中」に改める。

第17条中「第8条中」を「第7条の2中「第27条第1項」とあるのは「第49条において準用する条例第27条第1項」と、第8条中」に、「第9条中」を「第8条の3中「第31条の3第1項」とあるのは「第53条において準用する条例第31条の3第1項」と、第9条中」に改める。

第20条中「第8条中」を「第7条の2中「第27条第1項」とあるのは「第53条において準用する条例第27条第1項」と、第8条中」に、「第9条中」を「第8条の3中「第31条の3第1項」とあるのは「第53条において準用する条例第31条の3第1項」と、第9条中」に改める。

(介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則(平成24年京都府規則第42号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他一定の事項を確実に記録しておくことができるこれらに準じる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第4条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第8条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第4条第4号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第15条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する

ため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

- (4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第17条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第15条第4号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第22条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

- (4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第24条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 第22条第4号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第25条の2に次の1項を加える。

3 条例第82条第3項の規則で定める基準は、前項の基準とする。

第26条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

- (4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第26条の2中「第87条第5項」を「第87条第6項」に改める。

第28条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第26条第4号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第31条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護

するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

- (5) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第31条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

- (4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第31条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

- (4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第33条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第31条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第35条に次の2項を加える。

7 指定通所介護事業所に特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在する入所定員が30人の特別養護老人ホームに限る。）が併設される場合においては、当該併設される指定通所介護事業所の生活相談員、機能訓練指導員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、機能訓練指導員その他の職員により当該指定通所介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該指定通所介護事業所に第1項各号に掲げる数の従業者が置かれているものとみなす。

8 指定通所介護事業所に指定介護老人福祉施設（前項に規定する過疎地域に所在する入所定員が30人の指定介護老人福祉施設に限る。）が併設される場合においては、当該併設される指定通所介護事業所の生活相談員、機能訓練指導員その他の従業者については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、機能訓練指導員その他の職員により当該指定通所介護

事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該指定通所介護事業所に第1項各号に掲げる数の従業者が置かれているものとみなす。

第38条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第41条第5号中「第112条の2第2項」を「第112条の3第2項」に改め、同条中同号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第38条第4号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第44条中「から第4号までの規定」を「、第4号及び第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「第112条の2第2項」を「第112条の3第2項」に改める。

第51条中「から第4号までの規定」を「、第4号及び第5号」に改める。

第52条に次の1項を加える。

4 条例第138条第3項の規則で定める基準は、前項の基準とする。

第53条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第55条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第53条第4号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第57条第2項中「(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)」を削り、同条に次の4項を加える。

8 指定短期入所生活介護事業所に特別養護老人ホーム(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在する入所定員が30人の特別養護老人ホームに限る。)が併設される場合において、当該指定短期入所生活介護事業所の医師については、当該併設される特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所の入所者の健康管理が適切に行わ

れると認められるときは、当該指定短期入所生活介護事業所に第1項第1号に掲げる数の医師が置かれているものとみなす。

9 指定短期入所生活介護事業所に指定介護老人福祉施設(前項に規定する過疎地域に所在する入所定員が30人の指定介護老人福祉施設に限る。)が併設される場合において、当該指定短期入所生活介護事業所の医師については、当該併設される指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、当該指定短期入所生活介護事業所に第1項第1号に掲げる数の医師が置かれているものとみなす。

10 指定短期入所生活介護事業所に特別養護老人ホーム(第8項に規定する過疎地域に所在する入所定員が30人の特別養護老人ホームに限る。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該併設される特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該指定短期入所生活介護事業所に第1項各号に掲げる数の従業者が置かれているものとみなす。

11 指定短期入所生活介護事業所に指定介護老人福祉施設(第8項に規定する過疎地域に所在する入所定員が30人の指定介護老人福祉施設に限る。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該併設される指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該指定短期入所生活介護事業所に第1項各号に掲げる数の従業者が置かれているものとみなす。

第59条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の適正化のための措置)

第59条の2 条例第156条第6項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行われるものを含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第61条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の

実施方法)

第61条の2 条例第167条の2第1項の規則で定める方法は、テレビ電話装置等を活用して行う方法とする。

第65条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の適正化のための措置)

第65条の2 条例第175条第8項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行われるものを含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第69条の3中「第60条」を「第59条の2中「第156条第6項」とあるのは「第182条の3において準用する条例第156条第6項」と、第60条」に、「第62条中」を「第61条の2中「第167条の2第1項」とあるのは「第182条の3において準用する条例第167条の2第1項」と、第62条中」に改める。

第72条中「第60条」を「第59条の2中「第156条第6項」とあるのは「第189条において準用する条例第156条第6項」と、第60条」に、「第62条中」を「第61条の2中「第167条の2第1項」とあるのは「第189条において準用する条例第167条の2第1項」と、第62条中」に改める。

第73条第2号を削り、同条第3号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同条中同号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第75条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の適正化のための措置)

第75条の2 条例第195条第6項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行われるものを含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第78条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「又は老人性認知症疾患療養病棟に係る」を「に係る」に改める。

第79条中「第205条第2項」を「第204条第2項」に改める。

第80条の次に次の見出し及び2条を加える。

(ユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備の基準)

第80条の2 条例第208条第3項の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) ユニットについては、次に掲げる施設又は設備の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしていること。

ア 病室 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 1の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

(エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(2) 機能訓練室については、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

(3) 浴室については、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 廊下幅については、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

(5) 前3号に掲げる施設又は設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならないこと。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(6) 第1号イの共同生活室については、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなすこと。

(7) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所については、前各号に規定するもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

第80条の3 条例第208条第3項第2号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) ユニットについては、次に掲げる施設又は設備の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしていること。

ア 病室 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 1の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができる。

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

(エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けると

もに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(2) 機能訓練室については、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

(3) 浴室については、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 廊下幅については、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

(5) 前3号に掲げる施設又は設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならないこと。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(6) 第1号イの共同生活室については、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなすこと。

(7) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所については、前各号に規定するもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

第81条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の適正化を図るための措置)

第81条の2 条例第210条第8項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行われるものを含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第84条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第85条中「第205条第2項」を「第204条第2項」に改める。

第86条に次の1項を加える。

9 次の各号のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 条例第238条において準用する条例第167条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第89条の次に次の1条を加える。

(協力医療機関の要件)

第89条の2 条例第235条第2項の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

第100条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- (7) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第100条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第102条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第100条第7号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊

急やむを得ない理由の記録

第109号中第4号を第8号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。
- (6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- (7) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第109条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第110条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第109条第7号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則(平成24年京都府規則第43号)の一部を次のように改正する。

第14条の2第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第17条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第19条第4号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第19条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たって

は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

- (4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第24条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 第26条第9号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第26条第1項中第13号を第15号とし、第8号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

- (9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第26条第2項中「第13号」を「第15号」に改め、同条第3項中「第10号から第13号まで」を「第12号から第15号まで」に改める。

第26条の2に次の1項を加える。

3 条例第81条第3項の規則で定める基準は、前項の基準とする。

第28条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第30条第11号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第30条第1項第1号中「第2条」を「第2条第1項」に改め、「担当職員」の右に「及び同条第2項に規定する介護支援専門員」を加え、「をいう。）」を「をいう。第104条第4号及び第112条第3号において同じ。）」に改め、同項中第13号を第16号とし、第9号から第12号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

- (11) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第30条第1項中第7号を第8号とし、同項第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同項中同号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚

士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

第30条第2項中「第13号」を「第16号」に改める。

第33条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第35条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第35条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同項中同号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

- (4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第35条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

- (4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第35条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

- (4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第47条第1項第2号ア中「基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に改め、同条に次の1項を加える。

4 条例第119条第3項の規則で定める基準は、前項の基準とする。

第49条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第51条第11号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急

やむを得ない理由の記録

第51条第1項中第12号を第15号とし、第9号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(11) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第51条第1項中第7号を第8号とし、同項第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同項中同号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

第53条第1項中「介護予防短期入所生活介護事業所には」を「指定介護予防短期入所生活介護事業所には」に改め、同項第2号中「基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に改め、同条に次の4項を加える。

8 指定介護予防短期入所生活介護事業所に特別養護老人ホーム（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在する入所定員が30人の特別養護老人ホームに限る。）が併設される場合において、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師については、当該併設される特別養護老人ホームの医師により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所に第1項第1号に掲げる数の医師が置かれているものとみなす。

9 指定介護予防短期入所生活介護事業所に指定介護老人福祉施設（前項に規定する過疎地域に所在する入所定員が30人の指定介護老人福祉施設に限る。）が併設される場合において、当該併設される指定介護老人福祉施設の医師により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所に第1項第1号に掲げる数の医師が置かれているものとみなす。

10 指定介護予防短期入所生活介護事業所に特別養護老人ホーム（第8項に規定する過疎地域に所在する入所定員が30人の特別養護老人ホームに限る。）が併設される場合においては、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該併設される特別養護老人ホームの生活相談員、栄

養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該介護予防短期入所生活介護事業所に第1項各号に掲げる数の従業者が置かれているものとみなす。

11 指定介護予防短期入所生活介護事業所に指定介護老人福祉施設（第8項に規定する過疎地域に所在する入所定員が30人の指定介護老人福祉施設に限る。）が併設される場合においては、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該併設される指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該介護予防短期入所生活介護事業所に第1項各号に掲げる数の従業者が置かれているものとみなす。

第56条の次に次の1条を加える。

（身体的拘束等の適正化を図るための措置）

第56条の2 条例第138条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行われるものを含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第58条の2の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の実施方法）

第58条の3 条例第142条の2第1項の規則で定める方法は、テレビ電話装置等を活用して行う方法とする。

第62条第4項第1号ア(イ)中「基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に改める。

第68条前段中「及び」を「、第56条の2及び」に改め、同条後段中「第58条の2」を「第56条の2中「第138条第3項」とあるのは「第161条において準用する条例第138条第3項」と、第58条の2」に、「第59条」を「第58条の3中「第142条の2第1項」とあるのは「第161条において準用する条例第142条の2第1項」と、第59条」に改める。

第68条の3中「第57条」を「第56条の2中「第138条第3項」とあるのは「第166条の3において準用する条例第138条第3項」と、第57条」に、「第59条中」を「第58条の3中「第142条の2第1項」とあるのは「第166条の3において準用する条例第142条の2第1項」

と、第59条中」に改める。

第69条第1項第2号中「基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に改める。

第71条中「第57条」を「第56条の2中「第138条第3項」とあるのは「第173条において準用する条例第138条第3項」と、第57条」に、「第59条中」を「第58条の3中「第142条の2第1項」とあるのは「第173条において準用する条例第142条の2第1項」と、第59条中」に改める。

第72条第1号中「基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同条中同号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第74条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の適正化を図るための措置)

第74条の2 条例第138条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行われるものを含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第76条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「又は老人性認知症疾患療養病棟に係る」を「に係る」に改める。

第80条の次に次の見出し及び次の2条を加える。

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備の基準)

第80条の2 条例第208条第3項の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) ユニットについては、次に掲げる施設又は設備の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしていること。

ア 病室 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 1の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とする。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とする。

(エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。  
イ 共同生活室 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(2) 機能訓練室については、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

(3) 浴室については、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 廊下幅については、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

(5) 前3号に掲げる施設又は設備については、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならないこと。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(6) 第1号イの共同生活室については、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第21条第3号に規定する食堂とみなすこと。

(7) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所については、前各号に規定するもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

第80条の3 条例第208条第3項第2号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) ユニットについては、次に掲げる施設又は設備の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしていること。

ア 病室

(ア) 1の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護

護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

- (イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- (ウ) 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- (エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- イ 共同生活室 次に掲げる基準を満たしていること。
  - (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
  - (イ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
  - (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。
- ウ 洗面設備 次に掲げる基準を満たしていること。
  - (ア) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。
  - (イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- エ 便所 次に掲げる基準を満たしていること。
  - (ア) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。
  - (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- (2) 機能訓練室については、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
- (3) 浴室については、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- (4) 廊下幅については、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
- (5) 前3号に掲げる施設又は設備については、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならないこと。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- (6) 第1号イの共同生活室については、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなすこと。
- (7) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定

介護予防短期入所療養介護事業所については、前各号に規定するもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

第84条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第86条第2項中「基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に改め、同条に次の1項を加える。

9 次の各号のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 条例第219条において準用する条例第142条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第89条の次に次の1条を加える。

(協力医療機関の要件)

第89条の2 条例第216条の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

第93条第2項並びに第98条第2項第1号及び第2号中「基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に改める。

第102条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第104条第9号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第104条中第7号を第10号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第104条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

第107条第2項第1号及び第2号中「基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に改める。

第110条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第112条第8号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第112条中第5号を第9号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の3号を加える。

(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(8) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第112条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防

サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

附則第2項、第12項及び第14項中「基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に改める。

(介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成24年京都府規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「平成18年厚生労働省令第34号」の右に「。以下「指定地域密着型サービス基準」という。」を加え、「同条第4項」を「同項」に改め、同条に次の1項を加える。

11 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該指定介護老人福祉施設に第1項第6号に掲げる数の介護支援専門員が置かれているものとみなす。

第4条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

（協力医療機関の要件）

第10条の2 条例第33条第1項の規則で定める要件は、次項から第4項までに定めるところによる。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している協力医療機関を定めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保している協力医療機関を定めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している協力医療機関（病院に限る。）を定めなければならない。

5 前3項に定める要件は、複数の医療機関を協力医療機関に定めることをもって満たすことができる。

第11条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の

実施方法)

第11条の3 条例第40条の3第1項の規則で定める方法は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第18条中「第11条中」を「第10条の2中「第33条第1項」とあるのは「第55条において準用する条例第33条第1項」と、第11条中」に、「第13条中」を「第11条の3中「第40条の3第1項」とあるのは「第55条において準用する条例第40条の3第1項」と、第13条中」に改める。

(介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員等の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員等の基準に関する条例施行規則（平成24年京都府規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第5条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第12条第1号及び第2号中「又は」を「及び」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

(協力医療機関の要件)

第12条の2 条例第33条第1項の規則で定める要件は、次項から第4項までに定めるところによる。

- 2 指定介護老人保健施設は、入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している協力医療機関を定めなければならない。
- 3 指定介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保している協力医療機関を定めなければならない。
- 4 指定介護老人保健施設は、入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している協力医療機関（病院に限る。）を定めなければならない。
- 5 前3項に定める要件は、複数の医療機関を協力医療機関に定めることをもって満たすことができる。

第13条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の実施方法)

第13条の3 条例第39条の3第1項の規則で定める方法は、テレビ電話装置等を活用して行う方法とする。

第20条中「第13条の2中」を「第12条の2中「第33条第1項」とあるのは「第54条において準用する条例第33条第1項」と、第13条の2中」に、「第14条中」を「第13条の3中「第39条の3第1項」とあるのは「第54条において準用する条例第39条の3第1項」と、第14条中」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成24年京都府規則第47号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第11条第8項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

第13条第1項中「第61条第5項」を「第61条第6項」に改め、同条第2項中「第61条第8項」を「第61条第9項」に改める。

第14条中「第62条」を「第62条第1項」に改める。

第19条第1項第2号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第24条及び第24条の5中「第61条第5項」を「第61条第6項」に、「第61条第8項」を「第61条第9項」に、「第62条」を「第62条第1項」に改める。

第44条第1項第1号及び第3項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第47条中「第61条第5項」を「第61条第6項」に、「第61条第8項」を「第61条第9項」に、「第62条」を「第62条第1項」に改める。

第47条の4中「第150条の4」を「第150条の5」に、「第61条第5項」を「第61条第6項」に、「第61条第8項」を「第61条第9項」に、「第62条」を「第62条第1項」に改め、同条を第47条の5とする。

第47条の3の見出し及び同条第1項中「第150条の3第3号」を「第150条の4第3号」に改め、同条第2項中「第150条の3第4号」を「第150条の4第4号」に改め、同条を第47条の4とする。

第47条の2の次に次の1条を加える。

(条例第150条の3第1号の規則で定める面積等)

第47条の3 条例第150条の3第1号の規則で定める面積は、3平方メートルとする。

2 条例第150条の3第2号の規則で定める数は、指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練

(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上とする。

第48条第1号中「指定通所介護事業者等」の右に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の右に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第2号中「機能訓練室」の右に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の右に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第3号中「の従業者」を「又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者」に改め、「当該指定通所介護事業所等」の右に「又は当該指定通所リハビリテーション事業所」を、「指定通所介護等」の右に「又は指定通所リハビリテーション」を加える。

第48条の2の次に次の1条を加える。

(病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第48条の3 条例第151条の2の病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を行う事業所(次号において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所」という。)の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じそれぞれに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(3) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第54条、第54条の4、第59条、第63条、第64条及び第66条中「第61条第5項」を「第61条第6項」に、「第61条第8項」を「第61条第9項」に、「第62条」を「第62条第1項」に改める。

第66条の3中「第195条の6」を「第195条の6第1項」に改める。

第66条の6中「第61条第5項」を「第61条第6項」に、「第61条第8項」を「第61条第9項」に改める。

第66条の7第1項第2号ア及びイを次のように改める。

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数

(ア) 利用者の数が30以下 1以上

(イ) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

第66条の7中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。)第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援(指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員(同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者(指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援(指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第66条の8中「第61条第5項」を「第61条第6項」に、「第61条第8項」を「第61条第9項」に、「第195条の6」を「第195条の6第1項」に改め、同条を第66条の9とする。

第66条の7の次に次の1条を加える。

(会議の実施方法)

第66条の8 条例第195条の18の規則で定める方法は、テレビ電話装置等を活用して行う方法とする。

第67条の4中「第199条の6」を「第199条の6第1項」に改める。

第67条の5を第67条の6とし、第67条の4の次に次の1条を加える。

(会議の実施方法)

第67条の5 条例第199条の7第2項の規則で定める方法は、テレビ電話装置等を活用して行う方法とする。

第68条中「第61条第5項」を「第61条第6項」に、「第61条第8項」を「第61条第9項」に改める。

第68条の4中「及び第67条の3から第67条の5まで」を「、第67条の3、第67条の4及び第67条の6」に、「第61条第5項」を「第61条第6項」に、「第61条第8項」を「第61条第9項」に、「第199条の6」を「第199条の6第1項」に、「第67条の5中」を「第67条の6中」に改める。

第68条の8中「、第67条の3及び第67条の4」を「及び第67条の3から第67条の5まで」に、「第61条第5項」を「第61条第6項」に、「第61条第8項」を「第61条第9項」に、「第199条の6」を「第199条の6第1項」に、「条例第199条の6」を「条例第199条の6第1項」と、第67条の5中「第199条の7第2項」とあるのは「第202条の22において準用する条例第199条の7第2項」に改める。

第71条第1項第3号及び第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第72条第1項中「第61条第5項」を「第61条第6項」に、「第61条第8項」を「第61条第9項」に、「第62条」を「第62条第1項」に改める。

附則第6項中「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成24年京都府規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号及び第4号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同条第3項中「若しくは作業療法士又は」を「、作業療法士又は言語聴覚士及び」に、「及び」を「並びに」に改め、同項第1号並びに同条第4項第1号及び第3号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第7条第1項中「第25条第5項」を「第25条第6項」に改め、同条第2項中「第25条第8項」を「第25条第9項」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

(会議の実施方法)

第8条の2 条例第26条の2第2項の規則で定める方法は、テレビ電話装置等を活用して行う方法とする。

第11条の4中「第57条の2」を「第57条」に改める。

第12条第6号中「第57条第2項」を「第56条第2項」に改める。

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成24年京都府規則第49号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3項を削り、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第3条第4項を削り、同条第5項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「、第3項第1号」を削り、同項を同条第5項とし、同条第7項中「から第4項まで」を「及び第2項並びに条例第7条第2項」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 第2項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第3条第8項中「前項」を「前2項」に改める。

第5条ただし書を削り、同条第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第6条の2中「第27条第4項」を「第27条第6項」に改め、同条第1号中「保護者」を「通所給付決定保護者（以下この項において「保護者」という。）」に改める。

第12条から第15条までを次のように改める。

第12条から第15条まで 削除

第20条中「第7条、第8条」を「第6条の2から第8条まで」に改め、「場合において」の右に「、第6条の2中「第27条第6項」とあるのは「第81条において準用する条例第27条第6項」と、同条第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と）を加える。

第21条中「第5項を除く。）、第12条」を「第4項を除く。）」に、「同条第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第6項を「同条第5項」に、「同条第7項」を「同条第6項」に、「第12条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。））」とあり、及び同条第2項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「」を「同条第7項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該」に改める。

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部改正)

第11条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成24年京都府規

則第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号ア中「自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(以下「自閉症児」という。)」を「自閉症児」に改め、同条第2項中「除く。」の右に「及び条例第5条第2項」を加え、「同項第4号」を「前項第4号」に改める。

第9条第1号中「入所支援計画」の右に「及び移行支援計画」を加える。

第11条第1項第3号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第12条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例施行規則(平成24年京都府規則第51号)の一部を次のように改正する。

第19条及び第20条を次のように改める。

(児童発達支援センターの設備の基準)

第19条 条例第83条第3項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 発達支援室の1室の定員は、これをおおむね10人とし、その面積は、児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。
- (2) 遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。

(児童発達支援センターの職員の基準)

第20条 児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。ただし、そのうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備等の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第13条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備等の基準に関する条例施行規則(平成24年京都府規則第52号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第17条第5項」を「第17条第6項」に改め、同条第2項中「第17条第8項」を「第17条第9項」に改める。

第6条中「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第10条第1項第3号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第11条中「第17条第5項」を「第17条第6項」に、「第17条第8項」を「第17条第9項」に、「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第12条第1項第2号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第13条、第16条、第19条、第23条及び第24条中「第17条第5項」を「第17条第6項」に、「第17条第8項」を「第17条第9項」に、「第18条」を「第18条第1項」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

めの法律に基づく障害者支援施設の設備等の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第14条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備等の基準に関する条例施行規則(平成24年京都府規則第55号)の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「第45条第2項」を「第44条第2項」に改める。

第6条第2項第2号及び第4号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同条第4項中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項第1号並びに同条第5項第1号及び第3号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同条第6項中「前項の」の右に「看護職員、」を加え、「若しくは作業療法士又は」を「、作業療法士又は言語聴覚士及び」に、「及び」を「並びに」に改め、同項第2号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第9条第1項中「第19条第5項」を「第19条第6項」に改め、同条第2項中「第19条第8項」を「第19条第9項」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(会議の実施方法)

第10条の2 条例第20条の2第2項の規則で定める方法は、テレビ電話装置等を活用して行う方法とする。

第11条の4中「第45条の2」を「第45条」に改める。  
(介護保険法に基づく介護医療院の人員等の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第15条 介護保険法に基づく介護医療院の人員等の基準に関する条例施行規則(平成31年京都府規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第13条第1項第1号及び第2号中「又は」を「及び」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

(協力医療機関の要件)

第13条の2 条例第34条第1項の規則で定める要件は、次項から第4項までに定めるところによる。

- 2 介護医療院は、入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している協力医療機関を定めなければならない。
- 3 介護医療院は、当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保している協力医療機関を定めなければならない。
- 4 介護医療院は、入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる

体制を確保している協力医療機関（病院に限る。）を定めなければならない。

5 前3項に定める要件は、複数の医療機関を協力医療機関に定めることをもって満たすことができる。第14条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の実施方法）

第14条の3 条例第40条の3の規則で定める方法は、テレビ電話装置等を活用して行う方法とする。

第22条中「第14条中」を「第13条の2中「第34条第1項」とあるのは「第55条において準用する条例第34条第1項」と、第14条中」に、「第15条中」を「第14条の3中「第40条の3」とあるのは「第55条において準用する条例第40条の3」と、第15条中」に改める。（社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備等の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第16条 社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備等の基準に関する条例施行規則（令和2年京都府規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法

（介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員等の基準に関する条例施行規則の廃止）

第17条 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員等の基準に関する条例施行規則（平成24年京都府規則第46号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例施行規則第6条第2項第2号の改正規定、第4条中介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則第3条第2項第2号、第79条及び第85条の改正規定、第5条中介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則第14条の2第2項第2号の改正規定及び同規則第53条第1項の改正規定（「介護予防短期入所生活介護事業所」を「指定介護予防短期入所生活介護事業所」に改める部分に限る。）、第6条中介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員等の基準等に関する条例施行規則第4条第2項第2号の改正規定、第7条中介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員等の基準に関する条例施行規則第5条第2項

第2号の改正規定、第15条中介護保険法に基づく介護医療院の人員等の基準に関する条例施行規則第5条第2項第2号の改正規定並びに第16条の規定 公布の日

- (2) 第4条中介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則第22条及び第24条の改正規定、同規則第25条の2に1項を加える改正規定、同規則第26条、第28条、第31条及び第33条の改正規定、同規則第52条に1項を加える改正規定並びに同規則第53条及び第55条の改正規定並びに第5条中介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則第24条及び第26条の改正規定、同規則第26条の2に1項を加える改正規定、同規則第28条、第30条、第33条及び第35条の改正規定、同規則第47条に1項を加える改正規定並びに同規則第49条及び第51条の改正規定 令和6年6月1日

#### 京都府規則第27号

##### 京都府広域振興局長等に権限を委任する規則等の一部を改正する規則

（京都府広域振興局長等に権限を委任する規則の一部改正）

第1条 京都府広域振興局長等に権限を委任する規則（昭和31年京都府規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号ア及びイ中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同号オ中「（同条第2項において準用する場合を含む。）」を削り、同号ク中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同号シ中「第21条の5の25第2項」を「第21条の5の26第2項」に改め、同号ス中「第21条の5の25第3項」を「第21条の5の26第3項」に改め、同号セ中「第21条の5の26第1項」を「第21条の5の27第1項」に改め、同号チ中「指定障害児相談支援事業者等」を「指定障害児相談支援事業者」に改め、同号中ノをヒとし、ナからネまでをヌからハマでとし、トの次に次のように加える。

ナ 法第57条の3の3第1項の規定による障害児通所給付費等の支給に係る障害児の保護者等に対する報告等の命令及び質問

ニ 法第57条の3の3第4項の規定による障害児通所支援等を行つた者等に対する報告等の命令及び質問

（京都府看護師等修学資金の貸与に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 京都府看護師等修学資金の貸与に関する条例施行規則（昭和39年京都府規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第4号を削り、第3号を第4号と

し、同項第2号中「(昭和22年法律第164号)」を削り、同項中同号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の2第2項に規定することも家庭センターにおける助産師の業務

第2条第2項中「から第3号まで又は第5号」を「又は第3号から第5号まで」に改める。

第9条第1項第3号中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改め、同条第3項中「から第3号まで又は第5号」を「又は第3号から第5号まで」に改める。

(京都府立看護学校修学資金の貸与に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 京都府立看護学校修学資金の貸与に関する条例施行規則(平成17年京都府規則第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の2第2項に規定することも家庭センター

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

**告 示**

京都府告示第154号

福祉医療助成事業費補助金交付要綱(昭和50年京都府告示第294号)の一部を次のように改正し、令和6年8月1日以降の診療分に係る医療費助成事業に対する補助金から適用する。

令和6年3月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

第1中「要綱」を「告示」に改める。

第2第1号ア中「手帳」を「身体障害者手帳」に、「身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号」を「障害等級表」に改め、同号ウ中「手帳」を「身体障害者手帳」に、「3級」を「障害等級表に定める3級」に改め、同号エ中「ウ」を「キ」に改め、同号中エをクとし、ウの次に次のように加える。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める1級に該当する者

オ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障

害程度が障害等級表に定める2級に該当する者(その障害程度が障害等級表に定める1級に該当する者として精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていた者が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第4項の認定を受けた結果、当該1級に係る精神障害者保健福祉手帳と引換えにその障害程度が障害等級表に定める2級に該当する者として精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたときの当該引換えを受けた2級に係る精神障害者保健福祉手帳に最初に記載されていた有効期限の到来する日までの期間内にあるものに限る。)

カ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める2級に該当し、かつ、身体障害者手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める3級に該当する者

キ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める2級に該当し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数がおおむね50以下と判定された者

第2に次の1項を加える。

2 前項において「障害等級表」とは、身体障害者手帳については身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号をいい、精神障害者保健福祉手帳については精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表をいう。

第5中「要綱」を「告示」に改める。

**正 誤**

令和6年3月12日付け京都府公報号外第4号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
23	右	上から4	令和6年京都府条例第 号	令和6年京都府条例第18号